

老人クラブ・高齢者いこいの家運営費

老人クラブ

○老人クラブ活動は「老人福祉法」において、「老人福祉の増進のための事業」として位置づけられ、市町村においても適当な援助に努めるよう定められている。
○国と市からの補助及び会費等で運営

目的・概要

【目的】

高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、教養講座、レクリエーション、その他の行事に高齢者が、自主的にかつ積極的に参加し、活発な地域活動を展開することを目的とした老人クラブを育成する。

【始期】 【加入対象者】

昭和38年度 おおむね60歳以上で老人クラブ活動を希望する者

【補助金積算方法】

会員数に応じた人数基本額(33,000～57,000円)、地域を豊かにする活動実施状況に応じた活動加算額(4,000円×1～6区分)及び高齢者いこいの家運営加算額の合計額

事業費

※連合会への補助金含む

単位:千円

| 年度 | H30 決算 | R1 決算 | R2 決算 | R3 決算 | R4 見込 | R5 予算 |
|--------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 補助金 | 28,846 | 31,773 | 31,793 | 30,688 | 30,919 | 33,147 |
| 国庫補助 一般財源 | 9,738 | 10,742 | 11,851 | 11,278 | 11,329 | 11,048 |
| 一般財源 | 19,108 | 21,031 | 19,942 | 19,410 | 19,590 | 22,099 |

※国庫補助(率1/3)対象

クラブ数の推移

| 年度 | H30 決算 | R1 決算 | R2 決算 | R3 決算 | R4 見込 | R5 予算 |
|-------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 老人クラブ数(休止除く) | 102 | 101 | 96 | 92 | 87 | 84 |
| 老人クラブ会員数 | 6,523 | 6,271 | 5,782 | 5,234 | 4,539 | 4,178 |
| 60歳以上人口(各年度4.1現在) | 133,806 | 134,074 | 134,282 | 134,440 | 134,199 | 133,691 |
| 老人クラブ加入率(%) | 4.9 | 4.7 | 4.3 | 3.9 | 3.4 | 3.1 |

見直しの経過

- ・平成9年度まで 1クラブ一律の額(72,000円)
- ・平成10年度から 均等割(57,600円)と会員数に応じた人数割(6,000円(50人ごと))の合計額とした
- ・平成15年度から 金額引き下げ(当時あった国庫補助基準額に合わせて)(均等割 46,560円,人数割 5,000円(50人ごと))
- ・平成28年度から 人数基本額と活動加算額の合計額
- ・平成30年度から 老ク・いこい両補助金の一体化(両補助金の一体化により国庫補助の更なる活用を図った)

高齢者いこいの家

目的・概要

【目的】

高齢者の心身の健康増進を図るため、民間施設又は公共施設の一部又は全部を借り上げ、高齢者が1日を楽しく過ごすことのできる場所を確保する。設置運営については高齢者いこいの家運営委員会が行う。

【始期】 【利用対象者】

昭和31年度 おおむね60歳以上の市民

【補助金積算方法】

利用施設形態及び月開設日数並びに利用者数に応じた算定費目(家賃,光熱水費,燃料費,活動的経費)の合算額

事業費

※R4から基金充当なし

単位:千円

| 年度 | H30 決算 | R1 決算 | R2 決算 | R3 決算 | R4 見込 | R5 予算 |
|--------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 補助金 | 15,339 | 13,771 | 13,004 | 11,406 | 10,680 | 10,950 |
| 基金繰入 一般財源 | 15,339 | 13,771 | 13,004 | 11,406 | 0 | 0 |
| 一般財源 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,680 | 10,950 |

いこいの家の軒数

| 年度 | H30 決算 | R1 決算 | R2 決算 | R3 決算 | R4 見込 | R5 予算 |
|---------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 高齢者いこいの家の軒数 | 132 | 132 | 130 | 124 | 120 | 115 |
| (うち単独いこいの家軒数) | 70 | 57 | 55 | 49 | 46 | 42 |
| 延べ利用者数 | 305,711 | 276,743 | 144,209 | 122,215 | 176,641 | |

見直しの経過

- ・平成9年度から 市社協委託事業 → 市から各いこいの家に直接補助
- ・平成21年度から 新設不可とした
- ・平成23年度から 制度改正(設備費補助金の廃止など)
- ・平成27年度から 補助金算定金額の見直し(消耗品費の単価見直しなど), 備品建物修繕費等補助金の廃止
- ・平成28年度から 算定費目の簡素化(7費目→4費目)
- ・平成30年度から 老ク・いこい両補助金の一体化(両補助金の一体化により国庫補助の更なる活用を図った)

意義、役割及び活動内容

高齢者の生きがいづくり, 親睦
(趣味・文化などのサークル活
動, 旅行など)

元気で健康な高齢者の増 介護予防
(シニアスポーツ, 健康学習,
ウォーキングなど)

地域への貢献
(奉仕活動, 独居高齢者や子
どもの見守り, 世代間交流)

老人クラブ活動等の
地域コミュニティの活動拠点

老人クラブ
高齢者いこいの家

事業効果

- 老人クラブ活動等により, 自らの健康寿命をのばし(フレイル予防), 同世代同士の見守りや生活支援による支え合いが推進される。
- 元気で健康な高齢者を増やすことで, 介護費・医療費を抑制し, その結果, 高齢者の保険料負担・市の財政負担を抑制する。
- 各地域で環境美化や高齢者や子どもの見守り活動のほか, 交通事故防止に向けた活動など, 「健康・友愛・奉仕」の更なる推進が図られる。

今後の展望

- 元気で健康な高齢者の活動の受け皿を確保していかなければならない。
- 老人クラブと高齢者いこいの家の一体化を推進し, 事業費の抑制を図る。
- 老人クラブ連合会との連携により, クラブ会員の新規加入や維持・存続を図るための取組(魅力あるサークルの周知・普及など)を強化。
- 高齢者いこいの家と子ども食堂などとの連携により, 多世代共生の拠点施設としての活用検討。